

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年1月18日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

広島県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則 の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 交番の部広島県三原警察署の款宮沖交番の項位置の欄中「宮沖一丁目」を「宮沖五丁目」に改める。

別表3 警察官駐在所の部広島県江田島警察署の款小用警察官駐在所の項位置の欄中「江田島町小用一丁目」を「江田島町小用二丁目」に改める。

附 則

この公安委員会規則中別表3 警察官駐在所の部広島県江田島警察署の款小用警察官駐在所の項位置の欄の改正規定は平成30年1月24日から、別表2 交番の部広島県三原警察署の款宮沖交番の項位置の欄の改正規定は平成30年2月16日から施行する。